

## ポジティブリスト — 食品添加物

食品添加物は、原則として、その安全性について、食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が指定したものだけが使用できる（指定制度＝ポジティブリスト制度）。指定された食品添加物（指定添加物、2024年1月現在、475品目）は、食品衛生法施行規則の別表第一に示されている（ポジティブリスト）。

指定制度は、1947年（昭和22年）に化学的合成品の食品添加物を対象に始まった。ポジティブリスト制度の導入は日本が早かったが、海外で全食品添加物を対象としたポジティブリスト制度の採用が進むと、日本でも天然添加物も含めた表示が求められ、1989年（平成元年）に、「化学的合成品以外の食品添加物リスト」（1051品目収載）が作成された。1995年（平成7年）には、食品衛生法の改正により天然添加物も指定制度の対象となったが、このとき、天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの（一般飲食物添加物）は、指定の対象外とされた。さらに、化学的合成品以外の食品添加物（天然香料及び一般飲食物添加物を除く）のうち、食品衛生法改正時に我が国において広く使用されており、長い食経験があるものは、「既存添加物名簿」に収載され、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められた。つまり、「既存添加物名簿」もポジティブリストとすることができる。ただし、流通実態のなくなったもの等については、適宜、消除される（2024年1月現在、357品目）。一方、天然香料や一般飲食物添加物については、「化学的合成品以外の食品添加物リスト」を基にした例示のリストが消費者庁次長通知「食品表示基準について」に示されており、リストにない天然香料や一般飲食物添加物は、その添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示することとされている。また、食品添加物には、厚生労働大臣により成分規格や使用基準等が定められている。そのため、新たな食品添加物を使用したい場合（新規指定）や既に指定添加物の使用可能な食品の範囲を拡大したい場合（規格基準の改正）には、厚生労働大臣に要請を行う必要がある。なお、厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品の衛生規格基準等の食品衛生基準行政が令和6年度から消費者庁に移管されることになるため、4月以降は、食品添加物は内閣総理大臣によって指定されることになる。

（佐藤 恭子）